

最後に、インクルーシブな学校づくりの3つのポイントについてですが、まず本人ないし保護者の意に反する就学を強制されず、本人ないし保護者が、十分な情報や相談に基づき、安心して納得して就学先や就学形態を決められる仕組みにすること。次に、地域の小中学校で学ぶ権利が保障され、そのための教育条件設備や合理的配慮が十分になされること。そして本人ないし保護者の要求に基づき、特別支援学校、特別支援学級での学習や通級による指導も同時に保障されることです。インクルーシブ教育というのは、競争と排除の教育ではなく、関係する人々の共同の原理、自由と平等と民主主義の原理を土台とすることです。従って、日本国憲法、子どもの権利条約、障害者権利条約の理念に基づいて進められるべきです。誰ひとり排除されることなく、すべての子どもの学習参加と全人格的発達保障されるということを目指していきたいと考えております。ご清聴ありがとうございます。

V. 基調報告についての質疑応答

【川合】 では、今から質疑応答を行いたいと思います。まず、ご質問される方は、ご所属とお名前、そしてどちらの先生にご質問があるかということをおっしゃっていただければと思います。よろしくお願いたします。では、どなたかいらっしゃいますでしょうか。では、お願いたします。

【フロア】 ○○大学の○○と申します。よろしくお願いたします。文部科学省の下山先生にお聞きしたいんですが、障害者権利条約を読みますと、差別の禁止ということがかなり強調されております。なぜインクルージョンなのかという議論の中で、例えば障がい者制度改革推進会議の委員の1人が、分離教育の中に差別性があると述べています。その根拠として、その委員はアメリカのブラウン裁判のことを言われています。1954年のブラウン裁判におけるアメリカの最高裁判所の判決の主旨の中に、分離教育は大きな差別の問題が含まれているということが書かれていると。その辺りを論としながらインクルージョンという問題を提起されているわけですね。今度インクルージョンが我が国でスタートするわけですね。私も教員養成をしておりますが、学生になぜインクルージョンなのかを説明するときに、根底的に分離教育は差別であるということをしちんとわかりやすく説明する必要があると思って、今様々な資料を集めていますが、その辺り、文部科学省が分離教育は、基本的にアメリカの教育の中でも禁止したように、差別性があるという議論をされているのかについてお伺いしたいです。

【下山】 第一次意見を見ますと、後半のほうに、これまでの障害者施策が載っているところがあります。その中には、戦後、学校教育法が制定され、従来は教育の対象とされていなかった障害児に対し、特殊教育という分離別学にということばですとか、何度か先生がおっしゃった、分離教育とか分離別学ということばが出ています。推進会議の認識としましては、日本のこれまでの教育は、分離、別学であったということのようです。先ほど私も申し上げましたが、就学の仕組みについていえば、法令上は障害の種類、程度というところで基本的な方向を分けていますので、その問題はあるかと思います。一方、昭和54年に、養護学校の義務制を実現したとき以来、交流教育を行ってきました。現在、交流及び共同学習と呼びますが、教育の場は違うが共に学ぶ教育を指向してきました。平成5年には、通級による指導を制度化しました。現在は特別支援教育ということで、場にとらわれずに子どもにニーズに則した教育をしようということで進んでいます。これを分離教育と考えるかどうかは、立場の違いがありましょう。ただ、お2人の先生が取り上げてくださいましたように、国際的にはインクルージョンといいながら、特別支援学校への就学が日本よりも多い国もあります。ですから、何をもちて分離教育、分離別学というのかについては意見が分かれるところだろうと思います。これまでの取り組みについて、分離教育、分離別学と言われることについて、もう少し丁寧な見方をしていただきたいと思います。その上で就学の仕組みについては、改める必要があるというのが私どもの考え方です。

【フロア】 問題提起させていただきたいのですが、分離教育ということばの定義の問題とおっしゃいましたが、特別支援学校で学ぶことにおける児童生徒の不利益についての問題をどう捉えるか、というのがこれからの大きな問題だと思います。例えば知的障害の高等部へのニーズが増えていますが、そこで単位を取得しても大学進学へつながらないですね。いわゆる知的障害特別支援学校高等部の単位は大学進学につながらないといった、不利益な問題があるということ、どのように認識されているのかについてお尋ねしたいです。

【下山】 特別支援学校の在り方をめぐっているいろいろな意見があります。でも一方で、特別支援学校は、それを求

める国民の声からつくられてきたというのも一面だろうと思います。多くの障害のある子どもや保護者の願いによって支えられてきたという側面があって今の形があるわけです。ただ、これからどうしようかという議論はしていかなければいけないと思います。それが1つですね。それからもう1つ、先生は大学進学につながらないとおっしゃいましたが、これは少し違まして、知的障害特別支援学校の高等部であっても高等学校の卒業に準ずる教育を受けたという資格は持てます。単位の習得は確かにできませんが、高等学校の卒業をしたという資格は取得できるわけです。その後、大学教育に足るかどうかという判断は大学側の問題ですから、卒業資格として、あるいは入学資格として十分あるというのが私どもの認識です。入学資格があるということ、入学を許可するというのは別の議論になります。知的障害特別支援学校の高等部を卒業し、実際に大学に入学されている方もおります。

【川合】まだご質問が出てくるとは思いますが、時間が参りました。もし、基調報告につきましてご質問等ございましたら、一旦分科会を挟みまして、その後こちらの会場で総合討議を行います。その時に、分科会の話もしながら、基調報告についてもご質問等していただければと思います。ありがとうございました。

VI. 分科会1 共生社会とインクルージョンの関係について

司会：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 落合 俊郎

記録：広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座 谷本 忠明・若松 昭彦

【落合】分科会1を始めたいと思います。共生社会とインクルージョンというテーマでこの分科会を開催いたします。現在、国連障害者権利条約を批准するために政府は様々な準備をしているわけですが、多分、大規模で行うシンポジウムとしては、最初のシンポジウムになるのではないかと思います。予想外に参加者が少なくて大変ショックです。国連障害者権利条約批准は、特殊教育から特別支援教育に移行するよりも、もっとかなり大きな変化であり、様々な点がチェックされているのではないかと思います。ですから、こんなに少ない参加者で、これからの日本は大丈夫かと思う次第です。共生社会とインクルージョンの考え方ですが、私が口頭で発表しましたように、障害者の権利条約ということで審議されているわけですが、障害者の人権というのは、すべての人々の権利を代表しているということで、本当は様々な困難を抱えている人、高齢者を含めてですけど、そういう人々が、安心して暮らすための社会をつくるということが含まれており、非常に重要なテーマではないかと思います。小学校・中学校・高校・特別支援学校の学習指導要領が出ましたけれども、学習指導要領にはノーマライゼーションということばも、インクルージョンということばも書いていません。ここで共生社会とインクルーシブ教育について論ずることは、私が運動論者であるとか、そういうことではなく、今の日本の社会を客観的にみてもたら、インクルージョンやソーシャル・インクルージョンという考え方が学校の中で行われるということを真摯にとらえる必要があるのではないかと思います。

インクルーシブ教育は運動論ではなく、社会・経済的な含蓄があるのではないかということについて、午前中の話の中で説明しました。現在議論されている権利の話、ノーマライゼーション、インテグレーション（統合教育）を組織的と言いますか、構造的にまとめたのが、ウォーノック報告です。けれども、それを仕掛けたのがマーガレット・サッチャーです。彼女がウォーノック報告作成のための諮問委員会を立ち上げたということは、彼女自身が英国社会を新自由主義的な方向に動かそうと様々な戦略というものを考えながら諮問し、彼女が首相になってからウォーノック報告の中身を実現していくわけです。ですから、ウォーノック報告の中身は、当時の日本の運動論に近く、今日の障害者権利条約の中で議論されている中身に近いということは、障害者の権利を云々するだけの単純なことではなく、社会・経済的な国の在り方も議論されていることを見抜く力が必要だと思えます。日本は世界で最も高齢者が多くて、世界で最も財政赤字が多いわけですから、こういう状況の中で、皆が助け合う社会、共生社会をつくっていかねば、大変なことになると思います。そのような意味で共生社会とインクルージョンということを経済報告の中で報告したわけです。この分科会1と同じテーマで話をしたわけですが、私の話した内容について、ご意見、批判等ございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

【フロア】質問よろしいでしょうか。午前中の話で、OECD加盟国の中で日本は財源が大変少ないということ